

# 令和7年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園 いじめ防止基本方針

武蔵村山市立小中一貫校村山学園  
統括校長 井内 潔

## 1 いじめの定義（武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針から）

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止等に関する具体的な取組

- 「いじめ認知報告票」を基に市教委と情報を共有し、いじめ解決に向けた指導・助言を受ける。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、いじめの解決に取り組む。
- 児童館、学童クラブ、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員などと連携し、いじめ防止に係る取組を推進する。
- いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及させる。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。
- いじめられた児童・生徒の安全を確保するために必要が認められる場合は、いじめた児童・生徒の保護者に対し出席停止を命じる。（「武蔵村山市立学校の児童又は生徒に対する出席停止措置の運用に関する要綱」参照）

## 3 いじめの未然防止に関する取組

- 道徳の授業（各学期に1回以上）や人権教育を充実させ児童・生徒一人一人の人権感覚を高め、思いやりの心を育むとともに、規範意識の醸成を図る。
- 「いじめ標語」や「武蔵村山市いじめ追放アピール」を活用し「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- 「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」等を活用し、児童・生徒の自発的な取組を支援するとともに、読書活動・体験活動等の推進によりいじめに向かわない態度や能力を養う。
- いじめ防止等のための校内研修を実施する。
- ネット上のいじめ防止のための指導を充実させる。
- 保護者会や家庭訪問、学園だよりなどにより家庭との連携を緊密にする。

#### 4 いじめの早期発見・早期対応への取組

- 丁寧な関わりと温かみのある人間関係を構築しながら、日頃の行動観察を行い、些細な変化を敏感に見取ることに努める。
- 日頃から、教員が児童・生徒とのコミュニケーションをとり、何でも話し、相談できる信頼関係を構築する。
- スクールカウンセラーによる第5学年及び第7学年全員面談を行う。
- 東京都の「いじめ防止月間」に対応した定期的なアンケート調査（各学期に1回）を行うとともに、教育相談の実施等による早期の実態把握と、児童・生徒がいじめを訴えやすい組織体制を整備する。
- いじめに関する情報の共有を全教職員で行う。
- いじめを発見した場合は、速やかに組織的に対応する。
- いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

#### 5 いじめ問題対策委員会の設置

- 重大問題に発展する前の児童・生徒の状況を共有しておくために、「いじめ問題対策委員会」を兼ねた校内委員会を定期的に実施する。いじめ問題対策委員会は、管理職、主幹教諭、担任、不登校コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、巡回指導教員、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
- いじめ防止に関する実効的な措置を行うことができるよう、次の4点について取り組むとともに、取組に関する評価に基づき、改善を図れるようにする。
  - ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ② 教職員の共通理解と意識啓発
  - ③ 児童・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ④ いじめ事案への対応